

霧島屋久国立公園屋久島地域管理計画書（H12.9.20 抜粋）

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性及び保全対象

地形は、島の中央部に九州最高峰の宮之浦岳（1,935メートル）を主峰として1,000メートルをこえる山岳が45以上連座している。平地では温暖多雨の気候で、平野部の降水量は4,000ミリメートルをこえ、山頂部の降水量は年間10,000ミリメートルをこえると推測される。この多量の降雨が、多数の河川となり深い谷を刻んで特徴的な景観を形成している。

植物相については、海岸付近のアコウ等の亜熱帯植生から、タブノキ、シイ、カシ等の暖帯植生、モミ、ヤマグルマ等の温帯植生を経てヤクザサ、シャクナゲ等の冷温帯植生に至る多様な植生の垂直分布が顕著に見られる。また、樹齢数千年に及ぶとされる巨大なヤクスギを含む屋久島固有の林相を呈する原生的な自然林等、本土とは異なる特異な森林植生を有している。さらに、地理的特性から、固有種等を含む1,900種以上の種が分布しており、ヤクシマシャクナゲ等の固有植物94種、分布の南限種は200種以上、北限種も多数確認されている。また、日本本土の自然植生に通常見られるブナ等の冷温帯性落葉広葉樹林が欠如していることや面積の小さい島にもかかわらず蘚苔類が600種に及ぶ等本土とは大きく異なった生態を有しており本公園を特徴づけている。

また、動物相については、九州本土から切り離されて以来の15,000年に及ぶ歴史と変化に富む植生からなる原始性豊かな生息環境は、多くの屋久島固有の亜種を生み出してきた。

哺乳類では、ヤクシカ、ヤクシマザル（通称ヤクザル）など4種の固有亜種を含む16種が確認されている。

鳥類は、ヤクシマアカッコ、タネコマドリ（通称ヤクコマドリ）等4種の固有亜種を含む150種が知られており、また、このうちアカヒゲ、カラスバト等4種が天然記念物に指定されている。

この他、は虫類が15種、両生類が8種、昆虫類が約1,900種確認される等屋久島の動物相は、面積の小さい島としては極めて豊富であり特徴的である。

本公園の風致景観を構成するこれらの特徴的な地形、特異な植生及び豊富な動植物相が、保全対象として特に重要である。

イ 保全対象の保全方針

調査研究を推進し、研究成果及び屋久島管理計画区全体の生態系の保全に配慮しつつ、特に世界自然遺産登録地域を含めた亜高山帯地域及びヤクスギ原生林等特徴的な

自然景観の厳正な維持を図る。

また、西部地域に見られる植生の垂直分布の連続性は貴重な景観であるため、人為による影響は最小限にとどめる。

世界自然遺産地域周辺にあっても、林野庁等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、生態系の保全に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

本管理計画区の利用特性は、山岳部における登山利用である。登山利用の中でも、縄文杉を目的地とする日帰りルート（荒川登山口～縄文杉間の往復）の利用者が最も多く、次いで荒川登山口や淀川登山口から縄文杉、宮之浦岳を縦走するルートが多い。これらの登山道では、踏圧による土壌の浸食が見られる。

これらのことから、本管理計画区では、一部地域への過剰利用による植生の荒廃等が生じないように利用の適正化を図るとともに、山岳地域での登山利用、山麓地域での自然探勝等自然環境の特性に応じた利用を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

利用者の時期的な集中に伴い縄文杉を含む周辺地域等の生態系への悪影響が懸念されることから、国立公園内の正確な利用状況を把握しつつ、利用の現状等を踏まえ、利用時期の平準化及び国立公園の周辺地域を含めた広域的利用を念頭に、次の方針のもとに適切に利用施設を整備し公園管理を図る。

- ① すぐれた自然景観を有する地域については、その保全に十分配慮し、自然の衰退を招かない方法で整備する。
- ② 污水处理施設等には、環境保全対策上最良の機能を有すると認められ得るものを積極的に導入すること等により、環境に対する負荷を極力低減する。
- ③ 自然体験型利用を推進するための解説標識、植生保護のための木道、環境負荷を抑えたトイレ等の施設を重点的に整備する。また、世界自然遺産として登録されたことにより今後相当数の外国人利用者が増加することが考えられるため標識等は外国語併記に努める。
- ④ 「岳参り」等の伝統行事により活用されている公園計画歩道については、地元集落の協力も得た上で整備し、維持管理に努める。
- ⑤ 利用施設の管理は、事業執行者の責任において行い、快適な利用環境を維持する。
- ⑥ 公共性を有する施設の管理は、利用者の安全性を確保しつつ関係機関の協力のもとで適切に行い、必要に応じ適切な情報公開を基本にチップ制トイレの導入等受益者負担の検討も行う。

ウ 利用の指導及び利用規制の方針

- ①公園利用マナー、特に山岳利用時のマナーの向上を図る。
- ②山麓地域での環境教育学習をはじめ、自然に親しむ機会の増大を図る。
- ③上記2項目の推進を図るため、自然情報、自然に親しむためのプログラム等についての多様な情報の提供を関係施設との連携を図りつつ行う。
- ④野生動物との共存のあり方を検討し、関係機関との協力のもと、野生動物への餌やり防止対策及び山岳部へのペットの持ち込み防止対策を実施する。
- ⑤永田栗生線道路（車道）等における利用方策及びマイカー規制等利用誘導方策については、必要に応じ別途検討する。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 略

(2) 公園事業取扱方針

ア 共通事項

①公園事業施設の基本的趣旨及び制約

- (a)不特定の国民に供せられる施設であること（予約の受付け、料金の設定等に関し、会員制等により特定の者を優遇してはならない。）。
- (b)国立公園の利用者に対し良好なサービスを提供すること。
- (c)国立公園の指定目的（自然とのふれあいや自然の中での休養）に出来るだけ沿うような施設形態、施設内容とすること（都市的な施設形態や施設内容は好ましくない。）。
- (d)良好な自然環境内に設置していることを念頭に置き、利用者に周囲の自然景観や環境を十分に楽しませるように努めること。
- (e)施設の形態、デザイン、色彩、材料自体が周囲の自然景観や環境を害することのないよう設置すること。
- (f)周囲の自然景観や環境を害さないよう、日常的に敷地内の清掃・整頓等を実施する等、管理運営については、特別に配慮すること。

②施設の位置等

- (a)敷地の選定の際には、施設設置後に周囲の自然景観や環境が大幅に変化しないことを基本とする。
- (b)敷地内に地上工作物を新設する場合は、大きな樹木や転石、河川、湿地等当該地の環境の質を表す自然の地物を極力残置するような配置とする。
- (c)-(e)略

③④ 略

イ 略

ウ 道路及び単独施設

- 1 道路（車道） 略
- 2 道路（歩道）

①基本方針

- (a)周辺環境及び歩行者の安全性の確保に配慮し整備する。歩道の幅員は、利用者の状況に応じたものとする。
- (b)世界有数の多雨地帯であることから、浸食により周囲の自然環境に悪影響を与えないよう、又景観への影響にも配慮した構造とする。
- (c)既に浸食により荒廃の生じた部分については、土留め工、木道工等により土壌の安定化を図る。
- (d)湿原等において整備する場合は、歩道を迂回させるか又は原則として木道等を設置し、自然環境の保全を図る。
また、ヤクシマダケ帯に歩道を設置する場合は、浸食の発生を注視し、十分な雨水等の対策を図る。
- (e)階段を整備する場合は、浸食に対応するため、階段の一番下の蹴上げの高さを極力低くするか、またはそれに代わるべき措置を行う。

②附帯施設の取扱い

附帯施設は必要最小限の規模に留めるものとする。

標識（誘導標識、案内標識、解説標識、注意標識等）を設置する場合には、利便性、管理面を考慮するとともに、色彩を焦げ茶色にする等周辺の自然環境に調和したデザインとする（「自然公園等事業に係る公共標識の整備指針（環境庁自然保護局）」を参考にする。）

③管理方法

- (a)歩道管理のために実施しているテープの巻き付け（ピンクのリボン）及びペンキのマーキングは継続して実施する。
- (b)管理体制を明確にし、枝払い、下草刈り等を実施する。その際、公園計画歩道のうち岳参り等の伝統行事で利用されている歩道については、区長等地元の見解にも十分配慮する。
- (c)山岳地帯に設置した標識類は、特に維持管理に十分配慮する。

3 園地 略

4 避難小屋

①基本方針

屋久島の山岳地には、4箇所の避難小屋が事業執行されている。利用度は高い順に、淀川小屋、新高塚小屋及び高塚小屋、石塚小屋である。収容人員は約 15～60 名で、ゴールデンウィーク等の最盛期には収容力をこえることがある。

登山者の安全性を確保し、風致景観と調和するよう既設の施設の維持・補修等を行う。

トイレについては、特に利用最盛期は、し尿がすぐ満杯状態になるほか、し尿の処分適地が限定され管理上支障をきたしている。

今後、山岳部へのトイレの設置に当たっては、富士山等の全国の実例も踏まえながら、自然エネルギーの導入等を検討し、屋久島に適した整備を図る。

なお、管理の充実のためには十分な経費が必要であるため、受益者負担の方向をも視野に入れながら今後検討を進める。

②規模等

必要最小限とし、降雨、風速等厳しい気象条件に絶え得るものとする。

③管理運営方法

管理体制を明確にし、避難小屋及びその周辺の清潔の保持に努める。

利用最盛期には、サブレンジャー等の協力を得ながら管理を行う。

④その他

避難小屋において使用規則を掲示することやパンフレットの配布等を通じ利用者のマナーの向上を図る。

3. 略

4. 略

5. 利用者の指導等に関する事項

(1) 自然解説

ア 略

イ 解説板の整備方針

昭和50年代後半から解説板の整備を行っているが、今後は屋久島の歴史や自然の音(野鳥の声、小川のせせらぎなど)等が体験可能な場所での施設整備も検討する。

また、ネイチャーラベル(植物写真等と解説両方セットの解説板)等の整備にも努める。

なお、世界遺産に登録されたことを踏まえて、特に地名等については、極力外国語併記を行う。

ウ その他

利用者への的確な情報提供を図るシステムを構築する。具体的には、利用者への登山情報を提供するためのホームページを作成し、インターネットを通じて情報を提供する。その際、屋久島の自然をより深く利用者に知ってもらうためには屋久島の自然と人とのかかわりを理解してもらうことが極めて重要であることから、屋久杉自然館、歴史民俗資料館との連携を図りつつ適切な利用情報を提供するものとする。

(2) 利用の規制

ア 略

イ 野営の規制

屋久島の山岳地には、野営地として整備されたところはないが、各避難小屋周辺や水場に近い平坦地が利用されており、し尿による水質の悪化・悪臭、ごみの放置、植生の荒廃等が問題となっている。

基本的には避難小屋での宿泊利用を原則とするが、時期によっては収容力を超える状況になっているため、避難小屋以外での宿泊利用は、避難小屋周辺に限定する。それ以外は野営禁止であることをパンフレットや民間の地図出版社等を通じて利用者に伝え、理解協力を求める。

ウ 植生保護のための立入規制

花之江河の湿原保全、縄文杉登山のあり方については、これまで関係者協力のもとに環境庁が検討した結果を踏まえ、所要の措置を講じる。

屋久島の山岳部の入り込み者の増加に伴い、一部登山者のマナーの問題等により、自然環境への影響が懸念されることから、当該地域の自然環境の保全対策を検討することを目的に平成6年7月に設置された「屋久島山岳部利用対策協議会」のメンバーとして引き続き参加し、植生保護のための立入規制等必要な措置を検討・実施する。

今後は、著名木、湿性植生保全についても必要に応じて検討し、植生復元、土砂流入防止等必要な措置を講じる。

エ 略

(3) 略

6. 略